

## 第10回口頭弁論(差止)報告集会

2019年3月18日(月)  
参議院議員会館 101 会議室  
16:00～19:30

### 【 プログラム 】

- |   |                         |        |       |
|---|-------------------------|--------|-------|
| 1 | あいさつ                    | 代理人弁護士 | 寺井一弘  |
| 2 | 第10回口頭弁論の報告<br>弁論更新について |        |       |
|   | 1) 新安保法制の違憲性            | 代理人弁護士 | 伊藤真   |
|   | 2) 現実的危険性               | 代理人弁護士 | 福田護   |
|   | 3) 原告本人尋問要約             | 代理人弁護士 | 杉浦ひとみ |
|   | 4) 原告陳述                 | 原告     | 金田マリ子 |
|   | 5) 証人尋問の必要性             | 代理人弁護士 | 棚橋桂介  |

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日は、 月 日( ) 【103号法廷】です。  
アピール活動を から地裁前で行いますので、ご参集ください。

### <本日の流れ>

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 13:00       | 裁判所前 広報             |
| 14:00       | 103号法廷 開廷<br>弁論更新   |
| 15:00       | 記者会見 (裁判所内 司法記者クラブ) |
| 16:00～17:30 | 報告集会                |
| 17:45～19:30 | 原告集会 (第13回読書会)      |

## 今、なぜ安保法制の違憲訴訟か

原告ら訴訟代理人 弁護士 寺井 一 弘

私は、「安保法制を違憲とする自衛隊出動差止め等請求事件」の代理人の一人である寺井であります。

本件訴訟の弁論更新にあたって私からはまず、なにゆえに多くの市民と弁護士がこの訴訟を提起したか、私自身の思いも含めて率直な考えを述べさせていただきます。

私は3年前の9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、70年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかということ強く実感させられました。憲法9条がなし崩し的に「改定」させられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義、そして平和主義が最大の危機に陥ってわが国の国柄が根本的に変わっていくことを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦労だけを背負って生き抜いた亡き母のことを思い出しておりました。

私ごとでまことに恐縮ですが、私の生い立ちと母のことについて若干お話することをお許しいただきたいと思っております。私の生き方の原点につながり、今回の違憲訴訟の代理人になったことに深く関わっているからです。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、3歳の時にその満州で終戦を迎えました。8月9日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私ども家族の生活は筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や筵をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。最後は結核になって病に伏せてしまいましたが、母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだから、おまえは戦争を憎み平和を守る国づくりのため全力を尽くしなさい」と教え続けてくれました。私はこうした母の教えを受けて弁護士となり、これまで50年近くにわたって憲法と人権を守るためささやかな活動をしてきましたが、今回の明らかな憲

法違反である安保法制の強行採決は私の母と同じような思いで戦中戦後を生きてこられた多くの方々と私自身の人生を根底から否定するものであると痛感させられました。そこで私は残された人生の全てを平和憲法と民主主義を踏みじめる政府の蛮行に抵抗するための仕事に捧げようと決意して代理人を引き受けることにいたしました。おそらくこうした考えは本日裁判所に出頭されている多くの原告や市民の方々、そして代理人が共通にされていることと思えます。

ところで安保法制を違憲とする訴訟には現在、全国で7637名が原告となられ、全国すべての都道府県から1685名の弁護士が訴訟の代理人に就任しています。弁護士の志はきわめて高く、世界に誇る平和憲法を死守するため、諦めることなく最後まで戦い抜くことを決意しております。

私どもは2016年4月26日に東京地方裁判所に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を提訴しましたが、それ以降本日まで福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女の会、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨、名古屋での提訴が相次ぎ、現在、全国で25の裁判が継続しております。

全国各地で原告になられた方々は裁判所に対して自分がなにゆえに原告となったのか、どうして安保法制に反対しなければならないのかについての陳述書を次々に提出しておられます。そして、この民事二部の法廷でも13名の原告の皆様の尋問に対する切々たる陳述がなされました。いずれも自分の人生体験を振り返りながら、今回の安保法制が日本を再び戦争をできる国にしてしまったこと、それによって自分がどれほどの恐怖と不安を抱いているか、その蒙った被害と損害について切々と訴えるものになっています。私ども法律家はこの魂からの叫びを耳にして改めてこの違憲訴訟に真剣に取り組んでいかなければならないとの決意を新たにさせられております。

私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された有識者の方々が安保法制を憲法違反と断じている中で、行政府と立法府がこれらに背を向け、国会での十分な審議を尽くすことなく安保法制法の制定を強行したことは憲法の基本原理である民主主義と恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えております。

安倍首相は一昨年憲法記念日の5月3日に「東京オリンピックの2020年に新憲法を施行する」と豪語し、自民党は昨年3月に自衛隊を憲法9条に明記するなどの改憲原案をまとめるに至りました。今日の事態はわが国の平和憲法を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻であると言わなければなりません。

このような歴史的危機に当たって、司法こそが憲

法81条の違憲審査権に基づき損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を發揮することが今ほど強く求められている時はないものと確信しています。安倍政権が集団的自衛権を容認している根拠として著しく歪めて引用した「砂川事件判決」においても「一見極めて明白に違憲無効と認められる場合には裁判所の司法審査権の範囲に完全に入る」と指摘しています。

私は、裁判所、とりわけ東京地裁民事二部の三名の裁判官がご自身の裁判官を志された原点に立ち戻られて、本件訴訟について憲法判断を回避することなく、憲法の基本原則である平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく發揮されることを切に望んでおります。

私はこの5年間、北海道から沖縄までの数多くの全国市民の方々とお会いしてきましたが、皆様は涙ながらに戦争の恐怖と平和の大切さを訴えておられました。

民事二部の裁判官におかれましてはこうした市民の皆様からの願いと期待に真摯に向かい合われることを懇請して、私からの意見陳述とさせていただきます。

## 新安保法制法の違憲性について

原告ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

### 1 はじめに

新安保法制法は、憲法9条に違反して実体的に違憲であるのみならず、その制定手続にも重大な憲法違反の瑕疵を含むものであり、しかもそれらの違憲性は明白であることを述べます。

憲法9条に関しては、憲法制定直後から、集団的自衛権行使の禁止、海外派兵の禁止・海外における武力行使の禁止、自衛隊員の自己保存に限定した武器使用の厳しい制限が繰り返し確認されてきました。これらはまさに平和憲法の下での根本原則であり、現実的な憲法規範として機能してきたものです。

しかし、新安保法制法は、従来の政府解釈として確立し、憲法規範として機能してきた上記いずれの基本原則をも改変し、集団的自衛権の行使を容認し、海外での武力行使あるいは武力行使に及ぶ危険性を著しく高めるもので憲法9条に反し違憲と言わざるを得ません。指摘すべき点は、集団的自衛権行使の違憲性、重要影響事態法による他国軍後方支援の違憲性、国連平和維持活動協力法（PKO協力法）改正の違憲性、武器使用制限の緩和の違憲性、米軍等他国軍隊の武器等防護等の違憲性と多岐にわたりますが、ここでは、集団的自衛権の行使容認を取り上げ、その違憲性を改めて明確にします。

### 2 許されない解釈の変更

これまでの政府の憲法9条の解釈の基本は、次の2点に集約されます。

- ① 自衛隊は、外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除して国民を守るための必要最小限度の実力組織であるから、9条2項で保持を禁じている「戦力」には当たらない。
- ② したがって、自衛隊が実力を行使できるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合に限られ、集団的自衛権などに基づいて海外で武力の行使をすることは許されない。

この2点は表裏一体ともいえるべき関係にあり、これを前提として、政府は、自衛隊の武力行使が許されるのは、次の3要件を満たす場合に限られるとしてきました（自衛権発動の3要件）。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これらの要件のうち、最も重要なものは、我が国が武力攻撃を受けるのでない限り、我が国から外国等に対して武力行使をすることはしないという第1の要件です。

この点、集団的自衛権は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」であるとされ、この第1要件に該当しないことを、その中心的な根拠として我が国ではその行使は認められないと安定的に解釈されてきました。

ところが、安倍政権は、歴代政府の積み重ねてきたこの解釈を平成26年7月1日閣議決定において変更し、我が国ではなく、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも必要最小限度の実力の行使が憲法上許容されるとして、集団的自衛権の行使を容認しました。

この新たな解釈によって、これまで「自衛権発動の3要件」とされていたものが以下の「武力の行使の3要件」(新3要件)に置き換えられることになり、国会審議もここに集中しました。

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

しかし、仮に集団的自衛権行使を認めるとすると、我が国は進んで他国の紛争に参加し、武力攻撃をした国に対して新たに「戦端」を開くこととなります



が、これは憲法9条1項の禁ずる「国際紛争を解決する手段として」の武力行使以外の何ものでもなく、明らかに憲法9条1項に違反します。

また、集団的自衛権の行使は海外における武力行使を意味しますから、これを肯定するとなると、そのための実力部隊たる自衛隊を「戦力」に該当しないということは困難であり、同時に海外で他国の軍隊と共に戦う武力の行使が「交戦権」に当たらないという解釈は9条2項の文理解上不可能です。

このように、集団的自衛権行使は、憲法9条の文言とどうしても相容れないからこそ、歴代内閣、国会は、憲法9条の下で集団的自衛権行使が許されることはないという憲法解釈を、自衛隊創設以来一貫してとってきました。これは、内閣法制局長官はもちろん、歴代の首相等の答弁、閣議決定を経て出される政府答弁書等において、繰り返し繰り返し表明され、積み上げられてきた、我が国において確立した憲法解釈であり、「憲法習律」ともいえるものです。また、山口繁元最高裁長官は、集団的自衛権の行使が許されないという従来の政府解釈は、単なる解釈ではなく、憲法9条に骨肉化して規範へと昇格している、と述べています。こうした憲法規範は、内閣の解釈で安易に変更できるものでは、決してありません。

確かに、政府による憲法解釈の変更は一切許されないものではないでしょう。しかし仮に憲法73条1項にあるように「法律を誠実に執行」する立場にある政府が、国会等における論議の積み重ねを経て確立され定着している憲法解釈を変更するのであれば、特段の合理的な理由（解釈変更を必要不可欠とするだけの重大な、そして差し迫った事情の存在）と説得力のある論理（法解釈である以上要求される従来の解釈と同様の法論理的な整合性）が示されない限り許されるものではありません。

ところが、この新安保法制法に関する解釈の変更においては、特段の合理的な理由と説得力のある論理は、ともにまったく明らかにされませんでした。

当初、政府はホルムズ海峡の機雷除去、日本人母子が乗船している米艦防護を解釈変更の必要性として上げましたが、いずれも国会審議の中で理由にならないことが明らかになりました。実証もなく具体的説明もないまま安全保障環境の悪化や抑止力強化が政府から語られましたが、これも憲法解釈の変更を許す特段の合理的な理由とはとてもいえるようなものではありません。

解釈変更に必要な説得力のある論理が示されることもありませんでした。昭和47年政府見

解には、憲法9条のもとで許される自衛の措置について、「我が国に対する」「外国の武力攻撃」と明白には書かれていないから、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も当初から含まれていたと政府は強弁しましたが、関係者の発言から明らかなようにこれは当時から否定されていたことであり、まったく根拠になりません。

また、砂川事件で問題とされたのは、日米安全保障条約に基づく米軍駐留の合憲性であり、日本が集団的自衛権を行使し得るか否かは、全く争点となっていません。最高裁判決の先例としての価値は、あくまで具体的争点に対してなされた判決に即して決まるものですから、砂川事件判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基本原則を無視するもので説得力は皆無です。

結局、政府による説明は全く不十分・不的確といわざるをえず、憲法解釈を変更すべき特段の合理的な理由も説得力のある論理も明らかにされず、解釈変更として許されるものではありません。

### 3 存立危機事態と新3要件の違憲性

新安保法制法の存立危機事態の概念及びそれを含む新3要件は、限定性の乏しい極めてあいまいな要件であり、政府の判断によって、自衛隊の武力の行使が世界中に際限なく拡大される、極めて危険なものです。これを憲法9条が容認する余地がないことは明白です。

まず第1に指摘しなければならないのは、存立危機事態の定義がほとんど不確定概念ないし評価概念で構成され、その該当性について明確な判断基準が考えられないことです。「密接な関係」「存立が脅かされ」「根底から覆される」「明白な危険」など、全て評価ないし価値判断が伴う要素となっており武力行使の要件として極めて危険なものです。

しかも、存立危機事態に対して自衛隊が出動し、武力の行使をする地域に地理的限定もなくなりました。存立危機事態の集団的自衛権の行使は、他国の戦争に参加していくのですから、全地球的に自衛隊が防衛出動することが可能となります。現にホルムズ海峡のような地球の裏側への出動も具体的に想定されました。

こうした曖昧な要件によって、中谷防衛大臣や安倍総理大臣が国会で認めたように「他国の領土、領海、領空でも武力行使ができる」ようになったのです。

以上のように存立危機事態における集団的自衛権の行使は、「国際紛争を解決する手段として」

の武力行使を禁じる憲法9条1項に違反し、質的・量的な限界もなく海外において武力を行使する自衛隊を「戦力」に該当せず、海外で他国の軍隊と共に戦う武力の行使が「交戦権」に該当しないとするのは法解釈として許されようがありません。このように、集団的自衛権行使は、憲法9条1項・2項の文言とどうしても相容れないものであり、一見極めて明白に違憲と言わざるを得ないのです。

#### 4 新安保法制法制定手続における違憲性

新安保法制法案を審議した国会では、安倍首相をはじめとする安倍内閣の閣僚は、野党議員の質問に対して、誠意をもって真摯に的確な答弁をしようという姿勢がみられず、そのため、国会で200回以上も審議がストップしました。報道によれば、参議院の審議を経た9月12日の時点でも、法案賛成29%・反対54%であり、安倍首相自身、「まだ国民の皆さまの理解が進んでいないのも事実だ」と認めざるを得ず、かつ圧倒的多数の憲法学者や法律家が違憲であると批判しているのを認識しながら、与党及び安倍内閣は、9月17日夜の平和安全法制特別委員会における強行「採決」へと突き進み、同月19日未明の参議院本会議における新安保法制法の強行「採決」に至りました。このような新安保法制法の上記委員会及び同本会議における「成立」手続は、速記録にも記述出来ないような状況下でなされたものであり、「採決手続に重大明白なる瑕疵がある」ものとして、法的には一見明白なる採決不存もしくは無効といえるものです。

#### 5 総括

以上述べたように、新安保法制法は、内容的に明白に違憲の法律というべきですが、その制定過程ならびに国会における審議手続という面からみても、立憲主義と民主主義における適正手続に違反して、違憲と言わざるを得ません。このような形で新安保法制法を制定することは国務大臣、国会議員として遵守すべき行為規範又は職務義務に明らかに違反しこれを放置することは許されません。裁判所には違憲審査権を行使して明確な違憲判断をする責務があり、それが裁判所の職責であると考えます。

## 新安保法制法の現実的危険性等について

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

ここでは、集団的自衛権行使等の蓋然性、客観的現実的危険性について述べます。これらは、差止めの訴えにおける処分等の蓋然性、損害の重大性、そして損害賠償請求における原告らの精神的苦痛の客観的妥当根拠を示すものと位置づけられます。

### 1 新安保法制法による平和の防波堤の破壊

新安保法制法は、憲法9条を実質的に改変してしまいました。これによって日本は、それまでの「戦争をしない国」から「戦争をする国、できる国」に変質し、国民は戦争やテロリズムの危険に直面することになりました。

日本は、戦後70年間、戦争をすることなく、武力紛争によって1人の死者を出すこともなく平和を維持してきました。それは基本的に、憲法9条が戦争への防波堤をなし、国民に対して、戦争をしない平和な国家に属して、人権、自由、そして日々の生活を享受することを客観的な制度として保障してきたからでした。

ところが新安保法制法の制定後、日本は政府の行為によって、いつ戦争やテロに巻き込まれるか分からない危険な状況に置かれることになりました。

### 2 集団的自衛権行使の危険

新安保法制法は、存立危機事態における防衛出動としての集団的自衛権の行使や、重要影響事態等における他国軍隊への物品・役務の提供、PKOにおける駆け付け警護等、改正自衛隊法による米軍等の武器等防護などを新設・改定し、自衛隊の活動の範囲を大きく広げました。

存立危機事態における集団的自衛権の行使については、まだ実際の発動はありませんが、2017年8月10日、北朝鮮がグアム島周辺に向けて中距離弾道ミサイルを4発同時に発射する計画を検討していると表明したことに関し、小野寺防衛大臣は国会答弁で、米国がミサイル攻撃されたら日本の存立危機事態に該当するので、日本が集団的自衛権の行使としてこれを迎撃することがありうることを示唆しました。

また、宮崎礼壹元内閣法制局長官が2019年2月7日付け陳述書において、密接な関係にある「他国に対する武力攻撃の発生」という要件該当性を「政府が総合的に判断する」とされていることに関し、その武力攻撃の有無や事実関係に関する情報は「挙げて要請国たる米国から



の情報によらざるを得ないし、ことは緊急を要する。結局、これら全ての事実判断は要請国の言いなりにならざるを得ないであろう」と述べておられますが、内閣の憲法解釈の中心におられた方の指摘として、真に迫った空恐ろしい話です。結局日本は、アメリカの言いなりに参戦せざるを得ないのです。

### 3 新安保法制法の適用実態とその危険

そして、改正PKO協力の駆け付け警護や宿营地共同防護の規定は、南スーダンにおいて現実に適用されました。その南スーダンでは、2016年7月に大統領派と元副大統領派の対立抗争が激化し、自衛隊の宿营地付近で攻撃ヘリや戦車も出動する戦闘が繰り返され、自衛隊宿营地の隣にあるビルに対する銃撃戦が自衛隊員の頭越しに行われるなど、PKO参加5原則など到底妥当しない状況が現出していました。遺書をしたためた自衛官もありました。ところが、このような戦闘の実態を報告した現地からの日報等が政府によって秘匿されたまま、同年11月15日、第11次隊に新任務が付与されて現地に派遣されたのでした。その日報等が明るみに出されるなかで、南スーダンPKO部隊は撤収されましたが、駆け付け警護や他国軍との宿营地共同防護がもし実施に移されていたなら、現実に自衛隊員が銃撃戦等に巻き込まれ、自他に犠牲者が出ていた可能性は否定できません。

また、2017年5月には、改正自衛隊法に基づく米軍艦船の武器等防護が発動されました。武器等防護はいわゆるグレーゾーンの下で、例えば米軍に対する武力攻撃には至らない侵害行為があった場合に、米軍の武器等を防護するため自衛隊の武器を使用できるとするものですが、その武器使用が契機となってそのまま戦闘に突入してしまいかねない危険性の高いものです。そして2017年5月の武器等防護の発動は、米朝関係が極度に緊張する状況のもとで、横須賀基地のヘリ空母「いずも」ほか1隻の護衛艦に対し、北朝鮮に圧力を加えるために日本海に展開していたカールビンソン空母打撃群への補給に向かうとみられるアメリカ補給艦の警護を命じたものです。これは、北朝鮮にとって、日本がアメリカと一緒にあって、軍事的に対立する当事者として立ち現れたことを意味します。

そして、危険はさらに続きます。

政府は現在、改正PKO協力で新たに可能とされた「国際連携平和安全活動」として、シナイ半島への自衛隊の派遣を準備しています。これは、国連が統括しない有志連合による平和協力活動に、当面司令部要員として陸上自衛官2

名を派遣しようとするものですが、今後部隊の派遣へと発展する可能性があります。シナイ半島は「アラブの春」以降治安が悪化し、ISが勢力を伸ばしてエジプト軍や治安部隊への攻撃を繰り返してきており、極めて危険性の高い地域だと思われます。

また、政府は去る2月27日、2018年1年間に武器等防護を16件実施したと発表しました。内訳は、日米の共同訓練中の13件（米軍艦船に3件と米軍航空機に10件）のほか、「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」中の米軍艦船に3件とのことで、2017年が2件であったのに比べ、大幅に増加しています。しかし、「警護の実施中に特異な事象が発生した場合」に公表するとしているだけの運用指針の下で、内容の公表はされませんでした。「弾道ミサイルの警戒」等は、北朝鮮のミサイル警戒監視を続ける米艦の防護とみられ、より一層日米共同による北朝鮮との軍事的対立が深まったこととなりますが、このような活動が国民に秘匿されたまま何が起こるか分からないという状況は、余りにも危険だと言わなければなりません。

### 4 新防衛大綱と自衛隊の軍隊化への道

政府は、昨年12月18日、防衛計画の大綱を改定しました。

この新防衛大綱は、2013年の旧防衛大綱策定時にはまだなかった新安保法制法を実施し推進するためのものと位置づけられますが、我が国を取り巻く安全保障環境はこれまで直面したことのない厳しいものだとして、防衛力の強化が「従来とは抜本的に異なる速度で行われなければならない」と強調しています。そして自衛隊の編成や装備に新たなものが数多く導入され、しかも非常に攻撃的な性格の強いものになっています。

例えば、「スタンド・オフ防衛能力」の獲得が必要だとしてそのためのミサイルを導入することとされていますが、これは、相手国の脅威圏の外から敵基地を攻撃できる長距離巡航ミサイルの導入にほかなりません。さらに、この間次期戦闘機として、敵地攻撃能力にすぐれたステルス性を装備したF35の導入が進められていましたが、新防衛大綱決定と同時に、これまで42機とされていた導入機数が、一挙に105機追加され、合計147機とすることが閣議決定されました。そのほか、イーグリス・アショア2基の導入や、水陸機動団編成とオスプレイ17機の導入などもあります。

そして新防衛大綱は、とうとう日本が攻撃型空母を保有することに道を開きました。ヘリ空母と

しての機能と形状を有する日本最大の「いずも」級護衛艦に、短距離離陸・垂直着陸可能な戦闘機 F 35 B を搭載可能とするとされたのです。

これらの編成や装備は、北朝鮮も依然差し迫った脅威だとしつつも、特に中国の動向を中心に据えたものとなっています。そして新防衛大綱においては、日米同盟の強化と共同計画・共同訓練・共同運用が強調されていますが、ここからは日米が一体となって中国に対抗する軍事同盟としての性格が浮かび上がってきます。それはまさに、アメリカと一緒に戦うための自衛隊像なのです。

## 5 原告らの訴えの客観的現実性

本件原告らは、異口同音に、新安保法制法の制定によって、再び日本が戦争に参加し又は巻き込まれ、またテロの対象になることの危険や脅威を感じ、不安を抱き、それぞれの経験や社会的立場に応じた具体的内容を訴えています。それは、原告らが新安保法制法制定時に肌で感じ取っていたものであり、それはその後の法適用の過程等によって、客観的かつ現実的なものとして裏付けられてきているのです。

この国が再び軍事国家への道を歩み始めている。このことは、決して絵空事ではありません。

## 原告本人尋問要約

### 原告ら訴訟代理人 弁護士 杉浦 ひとみ

新安保法制法の成立、施行により原告らは、具体的な危険や不安、恐怖などの被害をうけることが、原告尋問によって明らかにされました。以下要約して述べます。

### 1 戦争被害者

ア 空襲被害者の原告金田マリ子は、学童疎開から戻った日が東京大空襲の翌朝だった。上野駅について、当時9才の原告は、一面の焼け野原に頭が真っ白になったという。焼け跡を子どもたちが歩いてたどり着いた避難所の学校には「大勢の人が避難していて、その宙を睨む目は魂の抜け殻のように虚脱しており、その姿を見たとき地獄へ来たと思」ったという。原告金田は孤児になり苛酷な人生を歩んだ。後ほど原告金田の陳述がありますが、筆舌に尽くしがたい苦労をした戦争孤児たちは、安保法制が制定され危険を感じ「何としてでも戦争だけはしてはいけない」と体験を語る方が最近増えているという。焼け野原の焼け焦げた死体などの映像は「心の中、穴

が空いて黒い塊のようなもの、それがひょいと時々顔を出す。年とって余計それが増えたように思う」と心の傷の大きさと、再び戦争をする国になりそうな今の政治への危険を感じ、緊迫した思いを語った。

イ 原爆被害者の原告田中熙巳は、13歳の時家にいて原爆を体験した。親戚を案じ3日後に爆心地に入った原告は、真っ黒焦げの死体のほか、一面に広がる死体は「本当に様々な色があった、それからすごい臭いがしていた」という。「獣の肉を焼くときの臭いが町中に漂っていた」。その後、お婆の遺体を焼いたが、ほとんど無感動でそれをやっていた。その思いを今も思い出す」という。また、今でも当時の話をするとき「その情景が頭に浮かんできて、突然言葉が出ない、涙が出て来て声が出ない」と原告田中は語る。大きなトラウマを抱えたままである。安保法制により軍事大国を復活させようという政治の動きに対して非常に危険を感じている。原告田中は「これからの戦争は皆殺しになる戦争だと思う。司法権で間違った行為を差し止めて欲しい」と結んだ。

2 鉄道・航空・船舶等大型輸送関係者は軍事物資の運送を余儀なくされ、テロのターゲットになる危険を強く感じている。

ア 船舶の乗員である原告竹中は、これまで「戦争をしない日本」という信頼の下に、日本の旗を掲げて航行することで、中東地域も攻撃を避けることができたという。しかし、安保法制によって船員予備自衛官制度ができ、フェリーが自衛隊に貸し出されて船員は予備自衛官となる。そして自衛隊や米軍の荷物を運ぶ輸送艦隊となる。こうなれば、兵站である日本の船が最初に狙われると危険を語る。「先輩からは戦争中の経験を聞かされ恐ろしかった」「船が沈み船員がどんどん死んでいく」「急遽、14歳くらいの国民学校生を集めて船員にする。10代の少年の死亡率が一番高かったという。今も海運で石油・石炭などの資源を船乗りが運ぶが、平和な海だからこそ豊かな生活が享受できる。「この安保法制により、船員には具体的な危険が迫っている」と訴えた。

イ 民間の航空機の機長だった原告山口宏弥は、空の安全は国際民間航空条約で「民間航空機は軍需輸送を禁じる」とされ、そのため、民間航空機は攻撃しないことが保障されると語る。ところが、2016年11月30日、日航機がチャーターされ南スーダンへ119名の自



衛隊員が輸送された。これは「集団的自衛権行使」を容認する安保法制のもとで「駆け付け警護」などの任務が付与され、武力行使も前提とした自衛隊員の輸送だった。これは、今まで民間航空会社が運んだことのないものであった。自衛隊が海外で米軍の助太刀をすることになれば、輸送そのものが相手国から敵視され攻撃されるだけでなく、報復テロの対象とする恐れがある。アメリカのパナム航空（テロにより会社が消滅）が辿った運命を挙げてその危険を訴えた。

ウ JR貨物運転手である原告橋本次男は、列車に爆発物など危険物が積み込まれたり、外から攻撃されたりすれば、駅付近の乗客や、沿線住民らに大きな被害が及び、大惨事になると危惧する。場所によっては交通結節点での事故は交通をマヒさせる。また、日本の列車の運行時刻は極めて正確なために、格好のテロのターゲットとなる。有事には指定公共機関になるということから、その危険はとて高くなる。これまで考えたこともない危険をひしひしと感じている。

3 戦場ジャーナリストの原告志葉玲は「かつて、中東の人々は皆、親日的だった。それは日本が悲惨な戦争を乗り越え、平和憲法のもと経済を発展させたということに、本当に尊敬し憧憬の眼差しで見えていたからだ。」という。しかし、アメリカによるイラク派兵により、米軍が病院や救急車までもを攻撃し、女性や子どもなどの非戦闘員を殺害してきたのを、原告は何度も現地で見にきてきた。そのため、アメリカのイラク戦争を支持し（戦闘行為に参加しないとしても）自衛隊を派遣した日本に対する現地での反発は非常に強くなり「日本は米国の犬だ！」と罵倒され危険にさらされるようになった。今回の安保法制では、自衛隊が戦場で米軍を支援し、行動を共にするということである。対日感情の悪化は必至で、その憎悪は最前線で取材する日本人ジャーナリストに向けられる。しかし、真実を知らず、真実を伝えずに平和など語れるはずはないとジャーナリストとしての使命との間で、原告は苦悩している。

4 在日コリアン3世の原告崔善愛は、指紋押捺事件で争った経験を持つ。3世であり日本に生活の場があるのに、数年毎に指紋押捺しないと居住を認められないことについて人権侵害だということと渡航の自由も永住権も奪われた経験がある。国家は私を守ってくれないと

いう思いの下に生活してきたが、安保法制により自衛隊が海外で武器を取る状態になれば、朝鮮半島の人たちはに戦争のトラウマが甦るだろう。武器を向けられる先が自分の母国かも知れないという恐怖を抱いている。安保法制によって平和憲法が骨抜きにされないように「司法の力を信じています」と万感の思いを伝えた。

5 基地の周辺に暮らす原告市川平、同森謙治は、これまでもその騒音や事故の危険性と隣り合わせに暮らしてきたが、安保法制が制定され、自衛隊がアメリカと一緒にいる、あるいは手足となって武器を行使し活動するようになれば、真っ先に攻撃対象とされ、テロのターゲットとされる地域であることに、大きな危険を感じている。とりわけ原告市川は、横須賀港が原子力空母の母港化していることから、被曝による被害の大きさにも危険を感じている。

6 原発の技師として35年従事した原告小倉志郎は、原発が冷却し続けなければメルトダウンしてしまうという危険な装置であることをこれまでも訴えてきたが、東日本大震災ではそのことが露呈した。使用済みの核燃料は更に有害な物質であるにもかかわらず、簡易な形で貯蔵されており、安全性の確保は極めて手薄である。他方、放射性物質による被害は、体内に取り込んでしまう内部被曝をおこし、人間を構成する細胞のひとつひとつに作用する。白血病になったり、先天性の障害を持つ子どもが生まれたりするリスクが高まっている。安保法制によりアメリカと一緒にいる、世界のどこへでも行って戦うことになれば、他国から攻撃を受ける可能性が高まる。原発の脆弱性を熟知する原告は容易に大きな被曝事故につながる恐怖を感じている。

7 父母が障がいを持ち、自らも障がいを持つ原告原かほるは、かつてナチス・ドイツで優生学思想に基づいて行われた安楽死政策であるT4作戦により、障がい害たちが虐殺された歴史を恐怖に感じている。また、原告はいう「私自身が生きてくる上で障がいを受け入れることは大変でした。国の力によって戦争に巻き込まれて体の機能を失い、自由を失うということがとても許せない思いです。その方たちがどのようにそこから生きて行くのかということを考えてときに、私と同じような苦しい思いはさせたくないと思います」「障害のある



私たちは炭鉱のカナリヤとなるべき使命を自覚し、今、世の中の空気がどう変わり、障がい者に対する目がどのように変わっているのかをひしひしと感じていることを、いち早く世間に伝えなければならぬと思う」と語る。

- 8 シングルで子どもを持つ原告小川佳代子は、「3.11の原発の爆発が起こり、自分が子どもの命、子どもの健康を守る」ことの必要に直面した。安保法制の強行採決の映像をテレビで見たときには太もも全体に赤いじんましんが広がった。ママの会をつくり「誰の子どもも殺させない」が大切な言葉となった。

経済的な徴兵によりわが子が殺し殺される立場におかれる恐怖も感じる。裁判官には「君たちは平和な青空の下、何も怖いものが降ってこない平和な青空の下で暮らせるんだよ」と子どもたちの未来を想像しながら判断して欲しいと結んだ。

- 9 憲法研究者である原告飯島滋明は、前田哲男氏と出会い、現場を踏まえた研究手法を採っている。原告は、安保法制を考えるについても自衛官からその現実を聴取している。たとえば、「実際に戦場に行かない幹部自衛官や元幹部自衛官は「安保法制に賛成」「憲法改正に賛成」と発言し、そうした発言はメディアで取り上げられる。しかし、実際に戦場に行かさせる一般の自衛官の多くは安保法制に反対していることを知った」という。原告と2人になったとき、自衛官から「殺される。何とかしてくれ」と言われたこともある。2016年11月、「安保法制」に基づいて「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」の任務が初めて付与されて南スーダンに派遣される青森の部隊の自衛官たちは、「手足を失いたくない」、「遺体を家族に見せたくない」など、大きな危険と不安にさらされている。安保法制により日本防衛に無関係の戦争で死傷者が出るようになれば、自衛隊への志願者が減少し、「徴兵制」になると発言する自衛官もいる。多くの原告が危惧する自衛官が殺し殺される現場に赴く危険は、現実のことである。

フィールドワークを通じた原告の研究を司法に訴えた。

以上、原告らは、裁判所には、安保法制による危険と被害を感じていただきたい。そして、原告を含むこの国の全ての者が、平和に暮らすために、司法がどういう立場に立つのか、憲法と良心に従って判断を求めたい旨を述べました。

## 原告意見陳述

原告 金田マリ子

私は東京の浅草に生まれ、現在83才です。戦況が悪くなり親元を離れ小学校3年生、9才の時に宮城県に学童疎開しました。卒業生に混じて東京に戻ったのは1945年3月10日、東京大空襲の直後の朝でした。

上野に着くと一面の焼け野原になっていました。炭の塊になった遺体、マネキンのように膨らんだ遺体があちこちにありました。子どもたちは焼け残った学校で、空襲をくぐり抜けてきた迎えの親たちと出会いました。親たちは衣服が焼け落ち、皮膚が火傷でめくれ、眼が見えなくなったような姿でした。親子は生きて会えた喜びで号泣と嗚咽が体育館の中に響き渡り、体育館が揺れるように感じました。私もお母さんに早く抱きしめてほしいと、お母さんの姿を必死で探しました。

代わりに迎えに来たのはおじさんでした。「お母さんは先に行っているかも知れないから」との言葉に、私は、はやる気持ちで焼け野原を叔父について西新井まで歩きました。

空襲から約3ヶ月後、母と姉が隅田川で遺体で発見されたと知らされました。妹は見つかりませんでした。母は私が帰ってくるからとご馳走をつくらせて待っていてくれたと聞きました。「マリちゃん。一人残して、ゴメンネ」と謝る母の夢を何度も見ました。

孤児となった私は関西の親戚宅に引き取られましたが、小間使いのように、朝の食事の支度も片付けも、布団の片付けもひとりですせられ、学校に走って行くのがやっとでした。親戚から「親と一緒に死んでいたら良かったのにね。」と言われたことは本当に悲しかったです。「お母さん、なんで死んでしまったの。お母さんのところに行きたい、早く死にたい」と思いました。夜、布団にもぐりこむと、涙があとからあとから流れ落ち、びしょ濡れになった枕はずっしりした重さになっていました。

高校を卒業した19歳の時、無一文で親戚宅を出て東京に戻りました。孤児は親がないというだけで就職を断られ、誰も働きたがらないような条件の悪いところしかありませんでした。また、当時は夜具一式を持っていかないと住み込みの店員にもなれず、やむを得ず女中や女給の仕事しながら、必死に働きました。

子どもの頃からの栄養不足で目が悪く、見えるのは奇跡だと医師に告げられました。

24歳で結婚し、子どもができたとき、はじめ

て私は、この子のために生きなくてはいけない、この子にだけは親のいない苦しさを味わわせてはいけない、と思いました。戦争孤児になって生きること絶望していた私に、初めて生まれた「生きよう」という感情でした。でも、ひとりで家を出るときは事故にあって、もう子どもと会えなくなるのではないかと、脂汗をかくような不安にさいなまれました。

今も、戦争中のことは、思い出そうと思わなくても、ふとした弾みにありありとそのときの映像が浮かんできて苦しくなり、動悸が激しくなります。年をとってきてこのような体験は数が増えたように感じています。

子育てが終わり、戦争孤児の聴き取りをするようになり、私以上の壮絶な体験を知りました。上野の地下道は戦争孤児であふれ、大勢の子ども達が餓死・凍死しました。お金も食べ物もなく、浮浪児となった孤児は、捕えられトラックに山積みになされ各収容所に送られたり、親戚宅を逃げ出して人身売買をされたり、農家で奴隷としてこき使われたりした孤児たちもいたと聞きます。自殺をした子もたくさんいたそうです。

国の政策で、疎開による孤児がでたのに、国は孤児たちを保護してくれませんでした。人数さえも把握しておらず、12万3000人いた孤児の数を、政府は長い間3000人と偽っていました。

孤児たちのおかれた状況は本当に悲惨なものでした。誰も保護する人が居ない子たちは、親に会いたくて、生きるために「お父さんお母さんごめんさい」といいながら盗みをしたという子もいます。

女の子は大なり小なり性的な被害を受けています。親戚に預けられても奴隷のように差別され虐待されて、耐えられずに映画「火垂るの墓」のようにその家を出てしまえば、もう誰も人間としてなど扱ってくれなかったのです。

その中を必死に生き抜いてきた孤児たちの話を聞くにつれ、こんなことが放置されていいはずがない、記録を残さなければ風化し、悲惨な過去が残らなくなってしまうと思いました。それで、私は真剣に孤児の調査に取り組むようになりました。今回吉川英治文化賞を受賞することになったのは、孤児の体験を風化させないよという活動に意味を認めてもらえたからだと思います。

安保法制ができ、戦争に巻き込まれる、憲法9条を変えるという話を聞いた人たちは、本当に

戦争になってしまう危険性をひしひしと感じ初めて来ています。そして、何としても再び戦争孤児を作ってはいけない。あんな苦しい思いは自分たちだけでおわりにしてほしいと、みな必死の思いで、話をしてくれる人が増えているのです。

過去を思い出すのはとても苦しいのです。年老了いてそれを思い出すことが心をすり減らすような作業なのです。それでも私たち孤児は、二度と戦争が起こることのないように必死の思いで語っています。

## 証人の採用について

### 原告ら訴訟代理人 弁護士 棚橋 桂介

原告代理人の棚橋から、証人の採用の必要性について申し上げます。

私たちは、2018年11月28日付け証拠申出書を裁判所に提出し、従前立証計画で示していた12名のうち特に8名について、尋問すべき必要性が高く、証人として採用すべきであると主張しています。その8名とは、元内閣法制局長官の宮崎礼壹さん、参議院議員の福山哲郎さん、ジャーナリストの半田滋さん、軍事評論家の前田哲男さん、日本国際ボランティアセンター代表理事の今井高樹さん、小説家・歴史家の半藤一利さん、沖縄大学教授（憲法学）の小林武さん、学習院大学教授（憲法学）の青井未帆さんです。

私たちが8名の証人の尋問で立証しようとしているのは、まず、差止訴訟の関係では、①新安保法制法の違憲性、②処分（本件命令等ないしこれに係る事実行為並びに駆け付け警護等及び武器等防護に係る事実行為）がされる蓋然性、③処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあることの3点です。特に、②処分がなされる蓋然性については、国際関係の下での新安保法制法の制定・適用及びこれをめぐる自衛隊及び米軍の組織・行動等の事実関係を明確にすることが、その有無・内容を認定するのに必要不可欠です。

また、国家賠償請求訴訟の関係で原告らが立証しようとしているのは、①新安保法制法の明白な違憲性（憲法の一義的な文言に違反する内容であり、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害する内容であることが明白であること）、②新安保法制法の制定等憲法に違反する侵



害行為の重大性（国会において新安保法制法案が違憲である疑いが強いことが参考人質疑等で明確にされたにも拘わらず、その点についての議論が十分なされないまま、決議の有無さえも分からないような異常な状況で強行採決が行われたこと等）、③その態様・程度に関する事実（原告らの訴える精神的被害に客観的根拠が存在することを基礎づける事実を含む。）の3点です。特に、③侵害行為の態様・程度に関する事実は、新安保法制法の制定・施行が現実の国際関係の中でいかなる影響や意味を持ち、その適用が何をもたらすか、また新安保法制法に基づく自衛隊及び米軍の態勢・行動その他に関する軍事情勢がどう変化するか等に関する客観的事実（差止めの訴えに関する処分の蓋然性や損害の重大性に関する事実とも重なります。）の立証が必要不可欠です。

これらの観点から、半田さん、前田さん、今井さんの証人尋問は欠かせません。本件において原告らが訴えている被害は主として精神的なものであり、目に見えないものです。だからこそ、原告らが感じている不安等が、被告が言うような単なる危惧感、現実社会の変化と関連づけることができないものに過ぎないのか、そうではなく、新安保法制法の制定によって現に生じた、または生じつつある、現実社会の変化と客観的に関連・対応づけることができるものなのかを、世界情勢や軍事の専門家が語る事実に基づいて判断しなければならないのです。このような分析をせずに、原告らの被害について、「国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害ではない」などと紋切り型の対応をすれば、原告らの訴えに対して誠実に向き合っていないということになります。

被告は、2019年3月18日付け意見書(2)において、半田さん、前田さん、今井さんの予定されている証言内容について、「そもそも権利ないし法的利益の有無自体は法的評価の問題であり、証言される証人が経験した事実や推測も含まざるを得ない意見によって基礎付けられるものではない」と主張していますが、これは、権利ないし法的利益を抽象的に捉え、いわば机上の空論の世界でこれに法的評価を与えることを前提とした主張であり、これまで裁判所が「新しい人権」、それまで実定法上の権利ないし法益と認められるか、法的保護の対象となるかが定かでなかった「権利」を徐々に承認してきた歴史を全く無視するものです。「宴のあと」事件で

は、裁判所は、プライバシー権を法的保護に値する権利として承認する理由の一つとして、「今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていること」と挙げています。つまり、社会の状況や情勢によって、ある権利ないし法的利益が法的保護に値するか否かの判断が変わることもあるわけです。そうである以上、法的保護利益の問題について参酌されるべき社会の状況・情勢について証人尋問を行うことにつき、何らの問題もなく、むしろ裁判所は積極的にこの点に関する証拠調べをした上で法的な判断を下すべきです。

また、新安保法制法の違憲性は、当然独立した争点でもありますし、違憲性の程度や、どのようにして違憲の立法がなされたのかは、加害に関する事実ですから、原告らの被害ともつながります。従って、この点について裁判所が判断を下さずに結論を出すということはあってはなりません。

さらに、最高裁が、合憲または違憲の判断を明示的に示す必要性が、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した上で認められる場合には、裁判所はその判断を示すべきだとの立場をとっていることにも注意が必要です。すなわち、最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁は、6箇月の再婚禁止期間を定める民法旧733条1項の規定（以下「本件規定」といいます。）があるために後夫との婚姻（再婚）が遅れたことによって精神的損害を被ったと主張する原告・控訴人・上告人が提起した国家賠償請求訴訟の上告審判決ですが、まず本件規定の憲法適合性の判断を行った上で、国家賠償法上の違法性の判断へと進み、結論としては上告人の請求を退けています。合憲または違憲の判断を明示的に示す必要性が、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した上で認められる場合には、裁判所はその判断を示すべきだとの立場がとられているのです。このような考え方を前提とすると、違憲状態の程度は、判決の方向性に拘わらず裁判所が憲法判断に踏み込むべきかを判断する上での重要な考慮要素ですから、この観点からも立証が必要です。

新安保法制法の違憲性については、元内閣法制局長官の宮崎さんが、政府が国会審議において合憲性の根拠として主張していた、①「従来政府はフルスペックの集団的自衛権が違憲であると



考えてはきたが、制限的な集団的自衛権行使であれば合憲の余地があるかどうかという観点からは検討したことはない」という言説や、「従来の政府の9条解釈の要点は、要するに最小限度の武力行使は許される、それを超えれば許されないというものであって、集団的自衛権行使が最小限度を超えるというのは従前の世界情勢下での当てはめの結果に過ぎず、量的評価の問題であったから、情勢が変化すれば最小限度の集団的自衛権行使の許容もありうる趣旨のものであった」といった言説が全く事実と反するという重要な点（これは、新安保法制法の違憲性を基礎づける極めて重要な事実である。）を明らかにする予定です。宮崎さんは、「存立危機事態」という概念がいかに不明確で危険なものかについても、内閣法制局における集団的自衛権の専門的な検討過程で培った知見に基づき、具体的に指摘することができます。

被告は、2019年3月18日付け意見書(2)においてもなお、宮崎さんを始めとする証人らが証言を予定している内容は、「平和安全法制関連2法の合憲性についての意見、法的評価を述べるものにすぎ(ない)」などと主張していますが、宮崎さんの証言が重要な事実を明らかにするものであることは先程述べたとおりであり、被告の主張が誤っていることは火を見るよりも明らかです。

宮崎さんは、専門的な法理論を踏まえながら、法理論ないし法解釈論にとどまらず、集団的自衛権の行使の禁止という政府の公権解釈がなにゆえ、いかにして形成されたかの事実関係と、それによって日本が戦争の危険を回避してきた歴史的事実、換言すれば集団的自衛権の行使を容認したことによって日本が直面している危険を明確にすることができる、本件において必要欠くべからざる証人です。宮崎さんの証人尋問を行わなければ、本件の審理が尽くされたことには決してなりません。

新安保法制法は、ほとんどの憲法学者のみならず、最高裁長官経験者、内閣法制局長官経験者らまでもが違憲と指摘する中、強行採決により「成立」したとされ、このような事態は我が国の憲政史上未曾有の出来事です。裁判所は、本件の特殊性に正面から向き合い、被害の実態の面でも、違憲性の面でも、専門家の発言をしっかり受け止めた上で判断する必要があります。御庁におかれましては、本件が、政治的立場を超えた多くの国民の耳目を集める重大事件であること、深刻な違憲状態が存在するにも拘わらず裁判所がそれを座視することは、違憲状態を社会に定着・固定化させ、憲法規範が書き換えられること（壊憲）に司法が積極的に手を貸すことにほかならず、司法の役割を放棄するもの

であることに思いをいたし、あるべき判断を下していただきたく、強く訴える次第です。